

平成 29 年度 神戸市東灘区社会福祉協議会

①「ひがしなだ 地域福祉活動応援成」

②「ひがしなだ こどもの居場所づくり応援成」

～ 募 集 要 項 ～



1. 助成の対象となる事業について

① ひがしなだ 地域福祉活動応援成

東灘区内の子ども・高齢者・障がい者支援や、その他地域福祉の推進を図ることを目的とした事業を対象とします。（※ただし、東灘区内在住・在勤・在学者を対象とした事業に限ります。）

② ひがしなだ こどもの居場所づくり応援成

課題を抱える子どもたちが、放課後等に食事や団らんを通して、安心して過ごせる居場所づくり事業とします。（次に掲げる要件を全て満たす事業とします。）

- (1) 年 12 回以上（概ね月 1 回以上）、1 日あたり 2 時間以上実施する、食事を調理するなどして、提供する事業を含むこどもの居場所づくり
- (2) 児童の参加が、概ね 5 名以上見込めること
- (3) 実施場所については、東灘区内とし、地域住民の理解と協力を得られること
- (4) 広く居場所を必要とする児童を受け入れること
- (5) 営利を目的とした事業でないこと
- (6) 政治的活動又は宗教的活動でないこと
- (7) 利用料を徴収しないこと。ただし、食事の提供等の実費については、徴収することができる。

※当該事業に、国、兵庫県、神戸市、神戸市社会福祉協議会、本会から助成を受けている場合は、対象となりません。

2. 助成の対象団体について

① ひがしなだ 地域福祉活動応援成

任意団体・社会福祉団体・地域活動グループ・非営利法人が対象団体となります。

対象団体の例

NPO 法人、社会福祉法人、子育て支援グループ、ボランティアグループ、当事者団体、自治会、ふれあいのまちづくり協議会、婦人会、高齢者支援グループ

※申請件数は、1つの団体につき1件に限ります。

② ひがしなだ こどもの居場所づくり応援助成

区内において社会福祉を目的とする団体であって、区内在住の地域活動実績者が3名以上で構成する団体となります。

下記に該当する団体は対象となりません。

対象外の団体

- (1) 団体の規約や活動の実績・内容及び財務状況を整備、公表できない団体
- (2) 暴力団または暴力団と密接な関係のある団体

3. 助成の対象となる事業の実施期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

※平成29年度については、すでに実施している事業も申請できます。

4. 助成の金額について

① ひがしなだ 地域福祉活動応援助成

1件あたりの公募助成の上限額	200,000円
総額	400,000円

② ひがしなだ こどもの居場所づくり応援助成

1件あたりの公募助成の上限額	80,000円
総額	410,232円

5. 助成の審査方法と決定について

(審査の過程)

助成は①要件審査と②企画提案会(プレゼンテーション)による審査があり、各審査を経て採択された団体に助成します。

(企画提案会審査基準とその内容)

企画提案会(プレゼンテーション)審査対象項目	点数
(1) 地域課題解決・地域福祉への寄与度	6点
・地域課題を的確にとらえているか、また解決に向けた取り組みが適正か。	
・取り組み内容が地域の福祉の推進に寄与する事業であるか。	
(2) 費用対効果、経費・人員の妥当性	6点
・公募助成により取り組んだ結果、費用に見合った、またはそれ以上の効果が期待できるか。	

(3) 事業遂行能力	6点
・申請した取り組みを遂行する能力が団体にあるか。	
(4) 財務的困窮性	6点
・団体が財政的に困窮しているか。	
・公募助成必要性	
(5) 将来性・継続性	6点
・助成事業終了後も自主的に継続、発展させていく事業であるか。	

6. 助成金の返還について

次の場合は、助成金の一部または全部を返還していただきます。

- (1) 事業の一部または全部が実施不可能となったとき
- (2) 助成金を指定された事業以外に使用したとき
- (3) 費消されていない助成金があるとき
- (4) その他、本会が不相当と認めたとき

7. その他

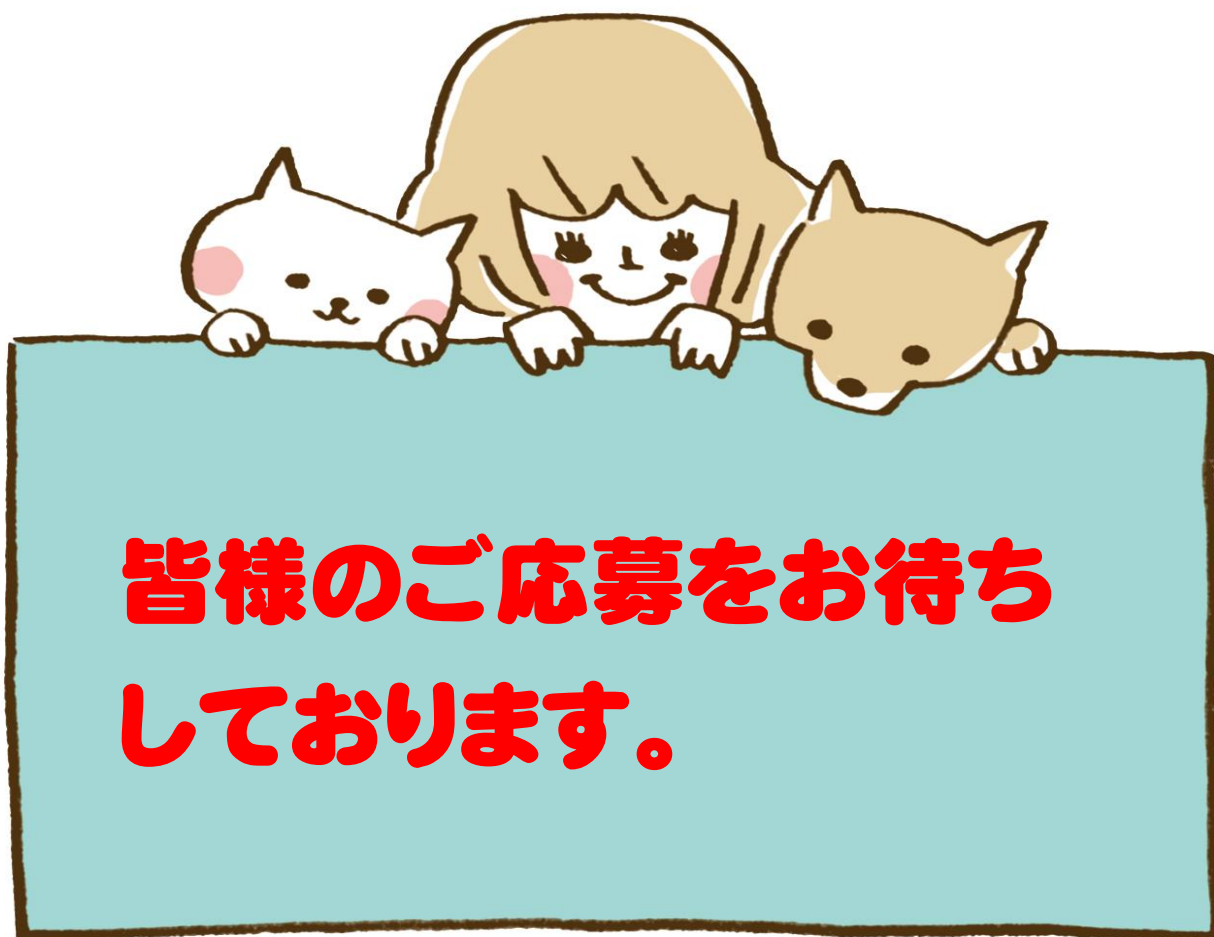
審査を経て、採択された場合は、事業完了後「実施報告書」等の提出が必要となります。

8. お問い合わせ・申請書類提出先

社会福祉法人 神戸市東灘区社会福祉協議会

〒658-8570 神戸市東灘区住吉東町 5-2-1 東灘区役所 5階(55番窓口)

TEL(078)841-4131 FAX(078)841-7999



**皆様のご応募をお待ち
しております。**



この助成金制度には、赤い羽根共同募金配分金が
活用されています。